

忘れていませんか！ 特定非営利活動法人の法務局への登記手続きについて

NPO 法人の役員の任期は、法律で「2年を超えない範囲で法人の定款で定める」となっています。したがって、どの NPO 法人でも少なくとも 2 年に 1 回は役員の任期が満了します。この際、代表権を有する理事が交替する場合だけでなく、たとえ、再任する場合であっても、「重任という役員変更」が生じることから、法務局への役員変更登記が必要なことに注意する必要があります。

【法務局で役員変更登記をおこなう】

役員の任期が到達するたびに役員変更登記が必要。再任の場合でも「重任」の登記が必要。登記を失念していた場合。さかのぼって登記をおこなうのは面倒で、組合等登記例違反として過料の対象になりうるので、役員任期が到達するたびに忘れずに登記を。

ポイント

(毎年総会時に法務局より登記履歴事項全部証明書の取得をおすすめします)